

各地方農政局経営・事業支援部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農地法の一部改正による農地所有適格法人に係る要件の追加について

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第62号。以下「改正法」という。）が本日施行されたことに伴い、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の一部が改正され、法第2条第3項第2号に規定する農地所有適格法人の議決権要件について、会社法（平成17年法律第86号）第108条第1項第8号の定めがある種類の株式（以下「拒否権付株式」という。）に係る種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めるべきことが追加されました。

今後、農業委員会は、法第3条の許可申請書や第6条に基づく報告書に追加された記載事項等により、当該要件を確認する必要があることに御留意願います。

また、改正法の附則第4条においては、農地所有適格法人に関する経過措置として、「改正後の農地法第2条第3項第2号の規定（種類株主総会における総議決権に係る部分に限る。）は、施行日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない」とされています。

このため、拒否権付株式を発行している農地所有適格法人であって、改正後の要件を満たしていない法人については、令和8年3月31日までに要件を満たすよう適切な措置を講ずる必要があります。

一方で、当該法人の事業年度によっては、当該法人が要件を満たしているか否かについて、農業委員会が経過措置期間中に確知することができない場合があることも想定されます。

貴職におかれては、これらのことを御了知の上、農業委員会から管内の全ての農地所有適格法人に対し、本改正内容が速やかに周知されるよう、特段の配慮をお願いします。

なお、貴管下の農業委員会に対しては、貴職から貴局管内の都府県を通じ、通知するようお願いします。